

郵送申請

里帰り出産等妊婦健康診査等助成金のお知らせ

里帰り出産等や助産所で妊婦健康診査等を受けられ、受診票を使用できなかった場合、助成対象となる健(検)診や検査について、実費に応じて助成します。(上限額あり)

＜助成対象となる健康診査(検査)＞ 下記をすべて満たす方が対象となります

【共通して必要な条件】

- ・保険適用外（自費）であること。
- ・受診日現在、妊婦または新生児の産婦について、北区に住民登録があること。
- ・契約医療機関以外の国内医療機関で受診していること。
(助産所、東京都以外の医療機関等。海外での受診は対象外となります。)
- ・保健指導票の交付を受けていないこと。

【上記に加え、各項目ごとに必要な条件】

①妊婦健康診査

- ・母子健康手帳交付日以降の受診であること。
- ・分娩日から1年以内の申請であること。(分娩前に北区から転出した場合は、北区転出日から1年以内)

②新生児聴覚検査

- ・生後50日に達する日までに実施する初回検査であること。
- ・対象児の1歳の誕生日の前日までの申請であること。

③産婦健康診査

※令和8年10月1日以降の受診が対象です(9月以前の受診は対象外です)。

- ・原則、産後2か月以内の受診であること。
- ・分娩日から1年以内の申請であること。

④1か月児健康診査

※令和8年10月1日以降の受診が対象です(9月以前の受診は対象外です)。

- ・生後27日～生後6週に達する日までに実施した検査であること。
- ・対象児の1歳の誕生日の前日までの申請であること。

＜送付書類＞

申請される対象の助成金ごとに必要書類をそろえていただきご提出ください。

※どの助成金の申請の場合も、**【申請書兼請求書】**および**【母子健康手帳表紙の写し】**が必要です。

(複数の助成金を同時に申請される場合は、母子健康手帳表紙の写しと申請書兼請求書はまとめて1部で結構です。)

	妊婦健康診査	新生児聴覚検査	産婦健康診査	1か月児健康診査
共通して 必要な書類	・申請書兼請求書(申請窓口にてお渡しもしくは北区公式WEBサイトよりダウンロード) ・母子健康手帳表紙の写し ※出産後であればお子さんの氏名・生年月日をご記入ください			
各健診(検査) ごとに必要な 書類	①妊婦健康診査助成金受診記録一覧表兼費用記入書	①新生児聴覚検査受診結果記入書	①産婦健康診査受診記録一覧表兼費用記入書	①1か月児健康診査受診結果記入書
	②母子手帳の写し(P8～9「妊娠中の経過」欄)	②母子手帳の写し(P18「新生児聴覚検査記録」欄、または産院の新生児聴覚検査結果用紙	②母子手帳の写し(P15「出産後の母体の経過」欄、または産婦健診の受診結果がわかる書類	②母子手帳の写し(P21「1か月児健康診査」、または1か月健診の受診結果がわかる書類
	③領収書と診療明細書の写し	③領収書と診療明細書の写し ※母(産婦)退院時の領収書内に含まれていることが多いです。	③領収書と診療明細書の写し	③領収書と診療明細書の写し
	④未使用の妊婦健康診査受診票、 妊婦超音波検査受診票、子宮頸がん検診受診票	④未使用の新生児聴覚検査受診票	④未使用の産婦健康診査受診票	④未使用の1か月児健康診査受診票

裏面あります

郵送申請

<支給上限額>

受診票の種類	支給上限額		
	令和8年度	令和7年度	令和6年度
妊婦健康診査受診票 1回目(水色)	11,670円	11,280円	10,980円
妊婦健康診査受診票 2回目から14回目(黄色)	5,460円	5,280円	5,140円
妊婦超音波検査受診票(白色)	5,300円		
妊婦子宮頸がん検査受診票(桃色)	3,400円		
新生児聴覚検査受診票(白色)	3,000円(対象児1人につき1回)		
産婦健康診査受診票(白色)	5,000円(最大2回まで)	助成対象外	助成対象外
1か月児健康診査受診票(白色)	6,000円(対象児1人につき1回)	助成対象外	助成対象外

<ご注意>

- ・産婦健康診査および1か月児健康診査は、令和8年10月1日以降の受診が対象です(9月以前の受診は対象外です)。
- ・保険診療として行った治療および検査については助成の対象外です。助成の対象となる妊婦健康診査等の内容は、原則、受診票に記載されている項目です(文書料・テキスト代などは助成対象外です)。
- ・対象となる健康診査(検査)ごとに、1度の妊娠につき1回まで申請可能です。
- ・助産所の受診では、妊婦健康診査2回目以降および産婦健康診査のみが助成対象となります。
- ・郵送でお送りいただく際は、簡易書留や特定記録郵便など、差出・配達記録される郵便を推奨します。普通郵便での不着事故等に関しては責任を負いかねます。

<支払方法>

口座振替により支給します。

申請後、2ヶ月以内に交付決定通知書(または不支給決定通知書)を送付します。交付決定通知書を送付してから2～3週間後にお振込みします。

振込完了通知は発送いたしませんので、後日記帳してご確認願います。

<申請先・問い合わせ>

北区健康部保健サービス課保健サービス係 TEL03(3908)7050

〒114-8508 北区王子本町1-15-22 北区役所第一庁舎1階6番